



社会保険労務士法人

# いとう労務経営事務所 便り 【161】

企業のみなさまと

「共に成長し、共に発展する」喜びを見つけ、信頼関係を大切にしています。

〒487-0006 春日井市石尾台 4-1-1 TEL:0568-95-0041 FAX:0568-95-0044

社会保険労務士／国家資格2級キャリア・コンサルタント技能士／育休後アドバイザー：松下 真希  
 特定社会保険労務士／キャリア・コンサルタント／年金アドバイザー／相続診断士：伊藤 妙子

## 永年勤続表彰金の社会保険、労働保険 および課税上の取扱い

### ◆社会保険上の取扱い

今年6月27日に、「標準報酬月額の時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」に以下の問答が追加されました。

(問) 事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等(以下「永年勤続表彰金」という。)は、「報酬等」に含まれるか。

(答) 永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報酬等」に該当しない。

ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断すること。

### 【永年勤続表彰金における判断要件】

#### ①表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。

#### ②表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

#### ③支給の形態

社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

### ◆労働保険上の取扱い

行政手引 50502 によると、「勤続年数に応じて支給される勤続褒賞金は、一般的には、賃金とは認められない。」とされています。

### ◆課税上の取扱い

国税庁のタックスアンサーNo.2591 によると、創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、一定の要件を満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

ただし、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額(商品券の場合は券面額)が給与として課税されます。

【厚生労働省「標準報酬月額の時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の一部改正について】(令和5年6月27日事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230629T0010.pdf>

## 2023年春闘は高水準～連合集計より

7月5日、2023年の春季生活闘争(春闘)の最終回答集計が連合より発表されました。その結果の概要をお伝えします。

### ◆賃上げの数値(月例賃金)は

5,272組合の「定昇相当込み賃上げ計」は、加重平均で10,560円(3.58%)と、昨年と比べると4,556円(1.51ポイント)増えています。

上記のうち300人未満の中小組合3,823組合は、8,021円(3.23%)で、昨年比3,178円(1.27ポイント)増える結果となりました。

賃上げ分が明確に分かる3,186組合の「賃上げ分」は5,983円(2.12%)、うち中小組合2,019組合は4,982円

(1.96%)となり、いずれも賃上げ分の集計が開始された2015年以降で最も高い結果となっています。

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で時給52.78円(昨年比29.35円増)、月給6,828円(同2,831円増)で、引上げ率は概算でそれぞれ5.01%・3.18%となり、時給は一般組合員(平均賃金方式)を上回る結果になりました。

#### ◆連合の見解

- ・企業内最低賃金協定改定の取組み組合数は昨年同時期並みだが、回答額は着実に上昇している。
- ・すべての労働者の立場に立った「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても数多くの取組みがなされている。

物価上昇が続く中、賃上げを前向きにとらえている企業は多くなっています。政府においても、最低賃金の「全国平均1,000円」達成を視野に議論が進められています。

今後も賃上げ機運は高まる予想で、企業としてもその分の利益確保が必須となるでしょう。

【連合「2023春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果について」】

[https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2023/yokyu\\_kaito/kaito/press\\_no7.pdf?1967](https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2023/yokyu_kaito/kaito/press_no7.pdf?1967)

#### 精神障害に関する労災補償状況 ～厚労省 令和4年度「過労死等の労災補償状況」より

#### ◆令和4年度の精神障害の労災請求件数、支給決定件数は過去最多

厚生労働省が公表した令和4年度「過労死等の労災補償状況」によれば、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数は2,683件で前年度比337件の増加、支給決定件数は710件で前年度比81件の増加となっています。

この数はいずれも統計開始から過去最多となっています。

#### ◆業種別では医療・福祉、年齢別では40～49歳が最多

業種別では、医療・福祉(請求624件、支給決定164件)が最多となっており、次いで製造業(請求392件、支給決定104件)、卸売業・小売業(請求383件、支給決定100件)が続いています。

また、年齢別では、請求件数、支給決定件数いずれも

40～49歳が最多となっています。

#### ◆出来事の種類ではパワハラが最多

支給決定件数の出来事の種類別では「パワーハラスメント」が147件で最多となっています。その他、「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」や「セクシュアルハラスメント」などハラスメント関連の種類によるものが目立ち、ハラスメントに関する問題は影響が大きいことがわかります。

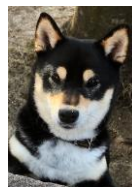
#### ◆労災認定基準の改正も

精神障害の労災認定基準については、業務による心理的負荷評価表の見直し(具体的出来事にいわゆるカスタマーハラスメントが追加等)がされるなど、近く改正予定となっています。引き続き職場のハラスメント対応やメンタルヘルス対応については気をつけていきたいところです。

#### 【厚生労働省「令和4年度「過労死等の労災補償状況」精神障害の労災補償状況」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001113802.pdf>

#### 黒柴 夢ちゃんから一言



みなさん、こんにちは。

夏本番を迎え、毎日暑い日が続いています。  
熱中症にご注意下さい。

～ 夏季休暇のご案内 ～

8月11日(金)～8月16日(水)の期間夏季休暇とさせていただきます。

～ 事務所法人化のご案内 ～

8月1日から個人事務所から社会保険労務士法人となります。皆様のお役に立てるよう増々精進いたします。この事務所便りもマイナーチェンジしましたが、今後ともよろしくお願ひいたします。



ITOROU MU

Instagramには  
黒柴ゆめちゃんの日々の様子も  
アップしています。



公式LINE登録は  
こちらから!